

議案
第 60 号 ▶ 可決
認定

水道事業

問 電話加入権は、国税庁の財産評価基本通達では、1回線当たり1500円の評価となっており、計上されている額は過大と思われるが、今後修正するべきでは。

答 計上額については、今後調査し検討していく。

議案
第 61 号 ▶ 可決
認定

公共下水道事業

問 受益者負担金について、土地の面積に対して賦課するのは不公平感が強い。公共用地は減免措置があることも問題と考える。建物に対して受益者負担金を賦課する等の条例を改正し、制度を改められないか。

答 建物に対して賦課する場合、建築規模は、建築方法で増減が起り得るので、不動産で妥当性の高い土地に対して賦課している。また、公共用地への減免については、昭和40年の国の通達を適用している。

問 基準外繰入金は、単なる運転資金であると思われる。地方財政法の特別な事由にはあたらないのではないか。

答 下水道事業の厳しい財政状況を踏まえ、一般会計から繰入金をさせていただいているという認識であり、特別な事由にあたりと考えている。

反対討論 ①

公共下水道事業は市街化区域内の住環境整備、河川の浄化を目的に進められています。しかし、利用する市民に受益者負担金を課したり、都市計画税の賦課などの二重負担は問題です。固定資産税では実施されている受益者負担の公平性も検討すべきです。

反対討論 ②

一般会計から約2億8500万円を繰入れているにもかかわらず約2700万円の利益を計上し、その全額を公共下水道事業会計の減債積立金として積立てるのは、「市民の皆様の血税をいつの間にか一企業会計の懐に納めてしまう」こととなりますので、反対します。

賛成討論

公共下水道事業の純利益を減債積立金に充てることは、経営状況から適切と考えます。災害用マンホールトイレ設置工事や雨水幹線の改良工事等によって災害対策の推進や施設の充実を図ったことは、快適な市民生活のために有益であり、賛成します。

議案
第 62 号 ▶ 可決
認定

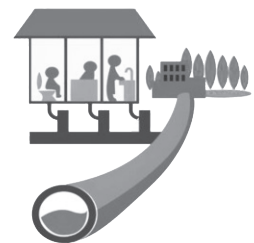
農業集落排水事業

反対討論

一般会計から約5100万円を繰入れているにもかかわらず約71万円の利益を計上し、その全額を農業集落排水事業会計の減債積立金として積立てるのは、「市民の皆様の血税をいつの間にか一企業会計の懐に納めてしまう」こととなりますので、反対します。

賛成討論

農業集落排水事業会計の純利益を減債積立金に充てることは、経営状況から適切と考えます。事業収益が一般会計からの繰入金に依存することは、経営状況からやむを得ないものと考えます。公共下水道への接続の早期実現により経費削減になることを期待します。



議案No	区分	総収入	総支出	経常利益	当期末処分利益剰余金
第60号	水道事業	10億 8619万 円	8億 8400万 4千円	2億 218万 6千円	3億 2750万 6千円
第61号	公共下水道事業	9億 6914万 5千円	9億 4223万 6千円	3786万 4千円	2690万 9千円
第62号	農業集落排水事業	1億 549万 7千円	1億 478万 8千円	121万 5千円	70万 9千円